五　法第四十条の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）	イ　契約書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことができること。
［六・七　略］	［ロ・ハ　略］

2　契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3　契約書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

4　契約書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

（連鎖販売取引における禁止行為）

第三十一条　法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十一　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

（令第十条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

第三十一条の二　第七条の三の規定は、令第十条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

（法第三十九条の二の主務省令で定める者）

第三十一条の三　法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2　法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

3　法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の四　法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により連鎖販売契約の解除を行うことができること。

［三～七　略］

［2～5　略］

五　法第四十条の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）	イ　法第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことができること。
［六・七　同上］	［ロ・ハ　同上］

2　書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

4　書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

（連鎖販売取引における禁止行為）

第三十一条　法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～十　同上］

十一　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第三十六条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

［条を加える。］

（法第三十九条の二の主務省令で定める者）

第三十一条の二　法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2　法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

3　法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の三　法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により連鎖販売契約の解除を行うことができること。

［三～七　同上］

［2～5　同上］